

TMB ニュース



税理士法人 トータルマネジメントブレイン URL: <http://www.tsubota-tmb.co.jp/> 平成 29 年 6 月 15 日発行
 有 限 会 社 トータルマネジメントブレイン Mail: tmb@tkcnf.or.jp 担当: 神藤 謙治
 【大阪本部】〒530-0045 大阪府大阪市北区天神西町 5-17 アクティ南森町 6F TEL: 06-6361-8301 FAX: 06-6361-8302
 【東京支店】〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 1-2-14 日本ビルディング 3 号館 3F TEL: 03-6231-1576 FAX: 03-6231-1577

医療費控除 添付書類に関する改正

1. 改正の概略

平成 29 年度税制改正において、医療費控除の適用を受けるための領収書の提出方法が見直しされました。なお、e-tax を用いて確定申告をする場合には従来より領収書の提出は必要ありませんが保存義務がありました。一定条件の下で領収書の保存義務も無くなりました。改正の内容は以下の通りです。

医療費控除の適用を受ける場合には、その適用を受ける者は、医療費の明細書又は医療保険者等の医療費通知書を確定申告書の提出の際に添付しなければならないこととされました。この場合において、税務署長は、その適用を受ける者に対し、確定申告期限等から 5 年間、その明細書に係る医療費の領収書の提示又は提出を求めることとし、この求めがあったときには、その適用を受ける者は、その領収書の提示又は提出をしなければならないこととされています。

ただし、次に掲げるものは領収書の提示の必要はありませんので、保存の必要もありません。

- ① 確定申告書の提出の際に、医療保険者等の医療費通知書を添付した場合におけるその医療費通知書に係る医療費の領収書
- ② 電子情報処理組織を使用して確定申告を行った際に、医療保険者等から通知を受けた医療費通知情報でその医療保険者等の電子署名及びその電子署名に係る電子証明書が付されたものを送信した場合におけるその医療費通知情報に係る医療費の領収書

なおこの改正は平成 29 年分以後の確定申告書を平成 30 年 1 月 1 日以後に提出する場合について適用され、平成 29 年分から平成 31 年分までの確定申告については、改正前の医療費の領収書の添付又は提示による医療費控除の適用もできることとされています。

2. 改正の影響

当改正で確定申告書に添付しなければならない医療費の明細書及び医療保険者等の医療費通知書とはどのような資料でしょうか？医療費の明細書は国税庁 HP からダウンロード可能な「医療費の明細書」であり、納税者自身で作成する資料です。この場合は今までの確定申告の手続きと変わらず、領収書の提示及び保存義務があります。一方、医療保険者等の医療費通知書とは健康保険協会等より発行される資料です。この通知書を添付した場合には医療費通知書に係る医療費の領収書は税務署への提出義務が無いことから、領収書の保存の必要も無くなり、皆様もそして税務署も保管資料を減らすことが可能となり、非常に負担が軽減されることとなりました。

《医療費通知書の事例》

・一例

・一例

医療費のお知らせ

区分	医療機関名	医療費
外来	健保歯科	
外来	健保歯科	
外来	健保診療所	

一 国民健康保険医療費通知書 一

医療費の額等をお知らせすることにより、被保険者の認識を深めていただくために送付しています。

医療費通知書を確定申告書に添付することのみで医療費控除を受けられるため、税務署に提出する資料が少なくなり、かつ、保管する資料が少なくなるなど、納税者・課税当局双方にメリットのある改正内容です。今まで医療費通知書を保存されていなかった方は、平成 29 年分より必ず保存して頂き、医療費控除の添付資料としてご利用頂きますようお願い申し上げます。